

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名 環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	研究開発法人への寄附に係る税制措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 研究開発法人への寄附を行う法人を対象とした措置である。 （「研究開発法人」とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（研究開発力強化法）第二条第八項に定める独立行政法人を指し、環境省所管の法人では国立環境研究所が該当。</p> <p>・ 特例措置の内容 研究開発法人への法人からの寄附金について、国立大学法人並みに全額損金算入ができる「指定寄附金」に指定する制度を創設する。 法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</p>	
関係条文	〔 地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号 〕	
減収見込額	〔初年度〕 ▲52（—） 〔平年度〕 ▲52（—） 〔改正増減収額〕 （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的 研究開発法人について、自己収入（寄附金収入）の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、もって世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>（2）施策の必要性 厳しい財政事情の下、研究開発法人としては、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充を図り、自立的な事業活動を促進することが必要である。 このため、研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要とされている。 第4期の科学技術基本計画では、国は、現行制度においても、運用上、改善が可能なものについては、早急に見直しを検討することとしており、また、研究開発法人に対して必要な予算措置を行うとともに、研究開発法人における共同研究や受託研究の受入れ等による外部資金の導入を促進するとしている。 また、研究開発法人については、日本再興戦略（平成25年6月閣議決定）などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、<u>現行制度においても、運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図り、特に、外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入（寄附金収入分等）を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに直視すとされている。</u> さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言（中間報告）」（平成25年5月14日）では総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化し、国際競争力を勝ち抜く方策について検討を重ねられ、世界最高水準の研究環境を整備する方策の一つとして、<u>寄附税制の拡充について、「全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。」と明示されている。</u></p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>現在、研究開発法人については、日本再興戦略（平成25年6月閣議決定）などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、日本再興戦略においては、以下のとおり記載されている。</p> <p>①研究開発の特性（長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性）を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する（次期通常国会に法案提出を目指す）。</p> <p>②法的措置が必要なものと運用によって十分に改善が可能なものを早急にしゅん別し、給与、調達、自己収入の扱い、中期目標期間を越えた繰越等の改善が必要な事項に関し、<u>現行制度においても、運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図る。</u></p> <p>③特に、外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入（寄附金収入分等）を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに直す。</p> <p>また、環境基本計画（平成24年4月閣議決定）においては、「国や地方公共団体は、・・・環境技術開発に取り組む民間企業や大学等の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させる。」と記載されている。</p>
	政策の達成目標	イノベーション創出に資するため、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させる。ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期限なし
	同上の期間中の達成目標	イノベーション創出に資するため、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させる。ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。
	政策目標の達成状況	37研究開発法人については、H24実績で 寄附金額 法人：997（百万円）
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>【所得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除（寄附金控除）（所得税法第78条） <p>【法人税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人への法人からの寄附金は特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置（法人税法第37条）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	研究開発法人によっては、寄附金収入が運営費交付金算定の際の控除対象になっているため、現状の、自己収入（寄附金収入分等）を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに直す。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	寄附金が運営費交付金からの控除対象外になれば、本要望措置による寄附金の増加を法人運営に有効に利用することができるようになる。
	要望の措置の妥当性	研究開発法人への寄附を行う法人に対するインセンティブ（法人税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等）として、税制上の優遇措置が有効である。 また、研究開発法人にとっても、自己収入（寄附金受入）の増大が図られ、限られた予算の中で国にとって重要な課題を効率的に実施することが可能となる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>環境省としては初の要望となる。</p> <p>主管省庁である文部科学省は、平成22年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設を要望。</p> <p>（平成25年度の税制改正要望においては今回の要望とは異なる法人を対象にした国立研究開発行政法人として、法人寄附の指定寄附金、個人寄附の税額控除の創設を要望。）</p>
ページ	10—3